

平成 28 年 7 月 17 日

松阪市議会議長

大平 勇様

楠谷 さゆり

## 研修参加報告

研修テーマ「三重県の議会改革（3）」

講師 高沖秀宣氏（三重県地方自治研究センター 上席研究員）

日時 平成 28 年 7 月 15 日（金）14:40~16:10

会場 四日市大学

記

講義内容

「地方議会論」という15回の講義の、第14回目である。今回は、「議会改革4段階（期）説」（仮説）を唱える高沖秀宣氏による、議会改革のまとめとしての講義であった。元三重県議会の事務局で活躍された高沖氏は、議会改革とは二元代表制の追求（実質化）だと定義する。これは地方議会の原点でありながら、それが形骸化している地方議会も少なくない現実、本質を迫るものである。議会は、首長・執行機関を監視・評価するとともに、政策提言・立案を行い、首長・執行機関と切磋琢磨する役割を担う、とする。また、住民からの請願や陳情も政策提言として捉えるのが良い、と提案する。

「議会改革4段階（期）説」（仮説）とは、第1期は、議会基本条例の制定まで。第2期は、議会が政策提言を頻繁に行い、予算編成権獲得まで。さらに第3期は、議会が予算編成を行い執行は首長側、と明確に分離できるまで。最後の第4期とは、議会主導型の行政であり、首長は外交的なことのみ象徴的存在になる。

昔ながらの首長任せの追認議会ではダメで、議会力が強化されることこそが、地域民主主義を深めていく道だからである。第2期において、首長提案の予算にも議会は修正案・代替案を提示すべきであるが、そのための情報や資料を執行部は提供したがないものである。ここでの助け舟は議会事務局職員であり、だからこそ、議会と執行機関が車の両輪ではなく、

議会と議会事務局が車の両輪である、との論議を展開する。そうして、議会がもっと予算や政策に関わるためには、十分な審議時間を確保するために通年議会が望ましいとする。

また、議会力を強化するためには、議会定数削減や報酬減額はその理想からさらに遠ざかることになり、議会改革ではないと警告する。

## 所感

高沖氏の講義や講演会には常に新たな意欲を掻き立てられる。氏の持論である「議会改革4段階（期）説」（仮説）は数年前に聞いた時から印象に残っているが、今回、議会人として改めて講義を聞いて、議員がもっと意識を高める必要があることを再認識した。

2010年8月2日「第6回全国自治体議会改革推進シンポジウム（大阪）」で、当時の橋下徹大阪府知事がパネラーとして参加、「議会に予算編成権を与えてもよい」と発言したという。それを受けて、同じくパネラーであった当時の三重県議会の三谷哲央議長が「それどころか執行権も望む」と返されたというエピソードを聞き、三谷氏には敬服しないではないと感じた。

以上